

# 平成 24 年度税制改正への取り組みについて

「平成 24 年度税制改正大綱 - 石化用ナフサ適用期限なしの免税へ -」

昨年 12 月 10 日に閣議決定されました平成 24 年度税制改正大綱では、化学総連が年来要請していた石化用原料ナフサ課税の本則非課税化とはならなかったものの、これまで 2 年毎に延長手続きをしていた石油石炭税の免税期限の定めがなくなり、実質的に「期限を定めない免税」となりました。これは JEC 連合、関係議員、さらに業界団体と共通課題の解決に向けた連携と共に行動をおこなった成果です。あらためて関係者のご支援、ご協力に対して感謝を申し上げますとともに引き続き石化用原料ナフサ課税の本則非課税化の実現を目指して取り組みを継続します。

化学総連における平成 24 年度税制改正の取り組みについて一連の活動を報告します。

## －活動のまとめ－

- ▶ 経済産業省へ平成 24 年度税制改正要望の提出 (7 月)
- ▶ 経済産業部門、関係議員への要請行動など働きかけ (9～11 月)
- ▶ 化学関係 (労使) 5 団体によるナフサ本則非課税を求める決起集会 (11 月 15 日)
- ▶ 経済産業枝野大臣・牧野副大臣との会談 (11 月)
- ▶ 政府税制調査会メンバーへの要請行動など働きかけ (12 月)

## 活動トピックス

### ○ 11 月 15 日 ナフサ本則非課税を求める決起集会

2011 年 11 月 16 日 化学工業日報社報道



この決起集会は、労働組合主催で化学関係の労使が一堂に会し開催しました。

化学産業に関わる企業、労働者の総意として行政・民主党・政府など関係各方面への強力なアピールとなり、今般の政策実現の大きな成果となりました。

産業労働組合連合会、全日化学労働組合連合の 5 団体は 15 日、東京都千代田区の衆議院議員第 2 議員会館で原料用ナフサの免税本則恒久化を目指す決起集会を開催した。国会議員や化学業界関係者のほか、コンテナポートが立地する自治体関係者も加わり、原料用ナフサ非課税実現への強い意志を示した。

昨年引き続き 2 回目となる今回は約 150 人が参加。直嶋正行元経済産業大臣をはじめ多くの民主党議員が駆けつけた。冒頭、石化協の高橋恭平会長は「ナフサは非課税が世界標準。これがわれわれ 5 団体の総意だ。今年が最後のチャンスになる」として、協力を呼びかけた。日化協の藤吉

建一会長は「化学はあらゆる産業を支える大きな基幹産業。ナフサに課税すると計り知れない影響が出る」と懸念を表明。全日本プラスチック製品工業連合会、労働組合 2 団体や全国市長会石油基地自治体協議会の代表があいさつに立ち、雇用確保や産業空洞化防止のためにもナフサの本則恒久免税化が欠かせないと訴えた。

増子輝彦元経産副大臣は「声を大にして、最重要項目として闘っていく」と応じ、参加した民主党議員からも「世界の常識を目指していこう」「産業政策の相乗効果を高めるためには何よりも免税がベースになる」との声が上がった。最後にガンバロー三唱で閉会した。

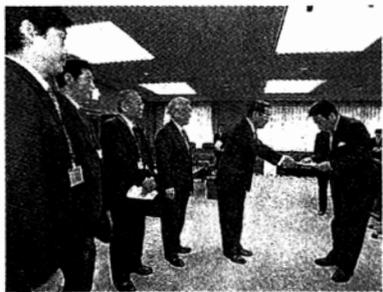
化学業界は11月15日に決起集会を開催するとともに、関係各方面に精力的に働きかけてきた。28日には高橋恭平石油化学工業協会会長、藤吉建二日本化学工業協会会長ら関係5団体代表が経済産業省内で枝野幸男大臣と会談、本則恒久化の重要性と業界の取り組みをあらためて訴えた。

高橋会長は免税恒久化により国際的なイコールフットリングを実現することで、化学素材技術の投資を国内に呼び込むことができると強調。枝野大臣は「税の理屈に合わないものは正す必要がある。経産省は恒久化実現に向けて最大限の努力をしていく」と述べた。

28日の民主党税調の内容は午後5時からの政府税調で報告され、今後の議論のベースとなる。恒久化・本則化が「実現」ではなく「検討」にとどまるなど一部に不十分な表現も残るが、これまでの議論を踏まえた内容となったことで実現が近づいたことになる。

民主党税調の「原料用途免税」の表現は「安定的な設備投資を支援し、わが国産業の国際競争力を確保する観点から、今回期限を迎える原料用途免税については、十分な延長を行うべきである。また、23年度税制改正大綱を踏まえ、原料用途免税の恒久化・本則化に向けた検討を行うべきである」となっている。

化学関係（労使）5団体が経済産業省内で枝野経済産業大臣と会談し、原料ナフサ本則非課税化の重要性、国内産業空洞化の懸念、地域の産業と雇用を守る政策を訴えました。



ナフサ免税恒久化を求める共同決議書を枝野経済産業大臣に手渡す石化協の高橋会長（左）

石化原料  
ナフサ免税

# 本則恒久化へ前進

民主党税調が重点要望に

2012年度税制改正則・恒久化に向けて一歩前進したといえる。

来年度の税制改正重点要望は、12月9日に政府税調が取りまとめる方向で調整が進められている。ナフサ免税問題をめぐっては、多くの民主党政調員から本則化・恒久化が支持される一方、先週末に示された政府税調の1次査定で「引き続き調整継続」とされるなど、予断を許さない状況が続いてきた。

## 平成 24 年度税制改正大綱

取り組みの結果、下記のとおり大綱に明記され、産業政策の課題を達成し大きく前進しました。

**第3章 4. 消費課税 (3) 租税特別措置等**  
 「輸入・国産石油化学製品製造用揮発油税等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する」

## 今後の課題

引き続き石化用原料ナフサ課税の本則非課税化の実現を目指した取り組みをするとともに、平成24年度税制改正大綱では、平成23年度税制改正大綱で積み残し事項の「地球温暖化対策のための税」が同内容で再度盛り込まれました。本件については、今後、税制法案のなかで与野党協議となります。引き続き注視していくとともに必要な対応を図っていきます。

—地球温暖化対策のための税—

石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO<sub>2</sub> 排出量に応じた税率を上乗。

○課税額は下記の表のとおり

	原油・石油製品 (1kl)	ガス状炭化水素 (1t)	石炭 (1t)
現行	2,040円	1,080円	700円
平成24年10月1日	2,290円(+250円)	1,340円(+260円)	920円(+220円)
平成26年4月1日	2,540円(+500円)	1,600円(+520円)	1,140円(+440円)
平成28年4月1日	2,800円(+760円)	1,860円(+780円)	1,370円(+670円)